

令和6年度 第11回

上島町農業委員会
議事録

令和7年2月14日

開	会	令和7年2月14日 13時30分		
閉	会	令和7年2月14日 14時 13分		
開	催	場所 上島町岩城総合庁舎 2階 大ホール		
現地 見回り	日 時	① 2/3 14:00	② 2/3 15:00	③ 2/3 15:30
	農業委員 推進委員	① 岡辺 恒一 委員	② 田中 一富 委員	③ 田中 一富 委員
		③ 古本 貢 委員	③ 濱本 等 委員	
	事務局	①～③ 田名後高広		
出 席 委 員		古本 貢 委員	小西 佳子 委員	西原 邦彦 委員
		砂川 正治 委員	仲平 まゆみ 委員	田中 一富 委員
		村上 穂 委員	竹川 修 委員	児玉 昭一 委員
		平岡 修 委員	岡辺 恒一 委員	濱本 等 委員
		森本 隆人 委員	村上 啓祥 委員	青木 俊樹 委員
欠 席 委 員				
職務のため出席した者の氏名		黒瀬 智貴	松浦 孝志	田名後 高広
		村上 晃子		
議事録署名人		砂川 正治 委員	西原 邦彦 委員	
議 事 の 概 要	日程第1	会議録署名委員の指名について		
	第1号議案	農業振興地域整備計画変更の諮問について(岩城)		
	第2号議案	非農地証明申請について(岩城)		
	第3号議案	農地法第3条許可申請について(生名)		
	第4号議案	農地法第5条許可申請について(岩城)		
	その他	前回の総会審議案件の処理状況について 他		

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
(開会)	事務局長	定刻前ではございますが、皆さんお揃いですので、ただ今より、令和6年度第11回上島町農業委員会総会を開会致します。
		本日の出席委員数は、全員です。上島町農業委員会会議規則第6条の規定により過半数の農業委員が出席しておりますので本会は成立いたします。
		それでは、はじめに古本会長より招集の挨拶をお願いします。
会長挨拶	会長	(開会挨拶)
	事務局長	これより上島町農業委員会会議規則第4条により会長が議長を務めます。
日程第1	議長	それでは議事に入る前に 日程第1、議事録署名委員を指名致します。砂川委員、西原委員、よろしくお願いします。
第1号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第1号議案、農業振興地域整備計画変更の諮問について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		今回の申請は、農用地の転用は原則不許可になっておりますので、農用地を外して転用可能な第2種農地とするものです。町は農業委員会と農協へ農用地除外の意見を求めた後、愛媛県と農業振興地域整備計画変更の事前協議を行い、県の同意後、申請者から農地法第5条許可申請が提出され、再度、農業委員会総会で審議していただきます。本申請にかかる農業振興地域整備計画法の農用地除外の要件ですが、①農用地以外の土地とすることが適当で申請地以外に代替する土地がないこと。②農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼす恐れがないこと。③効率的かつ安定的な農業経営体の農用地利用集積に支障を及ぼす恐れがないこと。④土地改良施設の機能に支障を及ぼす恐れがないこと。⑤農道等の基盤整備事業完了後8年以上を経過していること。以上の全ての要件を満たしており、農用地除外の計画変更は適当と判断されます。第1号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	3日に事務局と現地確認に行きました。ここは荒地となっていた状態で、県外から帰ってきて、新しく家を建てるという事で、家の前の土地で畑に戻る状態ではないようで、古い家を壊して建て替えるより、新たに拡張して建てたいという事でしたので良いのではないかと思います。
	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
審議	各委員	(意見なし)
	議長	それでは、第1号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
採決	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成ということで、町から諮問された第1号議案に係る変更(案)に意見がない旨答申します。
第2号議案	議長	それでは議案審議に入ります。第2号議案、非農地証明申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明)
		非農地として判断する基準として国から示された「農地法の運用について」のその土地が森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な場合に該当し、「農業振興地域制度に関するガイドライン」の当該土地を農用地から除外する条件として、①農業振興地域整備計画の達成のための一体的な土地利用に支障を及ぼすおそれがない土地であること。②周辺の農業用施設等の機能に支障を及ぼす恐れがないこと、また周辺の農用地等において土砂の流出・崩壊等の災害を発生させる恐れがないことなど、周辺の農業生産に悪影響を及ぼす恐れがない土地であること。以上のことから、非農地の認定基準に該当していると判断されます。今回の申請ですが、平成14年度及び20年度に当該地番を、権利を移動後に農地転用許可を取得しているにも関わらず、権利移動のみで地目変更を行っていませんでした。今年度改めて法務局に申請したところ現況が転用目的と差異が合った為、受理されない結果となりました。又、農地を農業法人以外が所有することは認められていません。現況地目に変更するためには、非農地許可が必要とのことでの申請であります。第2号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された、田中委員、濱本委員の説明を求めます。
	田中委員	事務局と現地確認に行きました。会社関係で農地として持てないのじゃないかと思います。以上です。
	濱本委員	先ほど田中委員さんが言われた通り、会社として農地を持ってないのが大きいと思います。現況は畑でなくて、写真を見てもらうとわかると思いますが、電源装置を建てていたり、急傾斜で雑木が生えたりして、再生不能の土地となっております。また、急傾斜等で畑をやめて数十年たっているので再生不能でありますので、これは除外でも構わないと思います。以上です。
	議長	私も現地確認に行きましたが、一部駐車場として利用しているんですが、

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
		農業法人ではございませんので、農地の取得はできない。しかも荒廃しているという事でやむを得ないと思います。以上です。
	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
審 議	青木委員	書類上で細かいことかもしれませんが、申請、326-1 が出ているんですが、委任状は 266-3 になっています。また、面積も違ってる。
	事務局長	委任状につきましては、当初行政書士の方からお話があつて、委任状をつけていただいたんですが、この申請自体、ご本人の方からの申請者としておりますので、委任状を添付しなくてよい案件でございます。申請書の提出は代理人ではなく、ご本人です。
	議 長	委任状自体が不要ということですね。皆さんよろしでしょうか。
採 決	議 長	委任状が不要という事で、採決を取ります。2 号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議 長	全員賛成という事で、非農地である旨証明します。
第3号議案	議 長	それでは議案審議に入ります。第3号議案、農地法第3条許可申請について事務局から説明を求めます。
	事務局	(内容説明) 農地法第3条の許可基準について、次のいずれかに該当する時は許可されません。①権利を取得しようとする者が、申請地含む全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合。②権利を取得しようとする者が、原則年間150日以上農作業に常時従事すると認められない場合。③権利取得後の耕作内容や農地の位置・規模がその周辺地域の農地の集団化、農作業の効率化など、農業上の総合的な利用に支障をきたす恐れがあると認められる場合。となっており、不許可の全て要件に該当しないとの判断です。第3号議案の説明は以上です。
	議 長	現地確認された岡辺委員の説明を求めます。
	岡辺委員	2月3日に事務局と一緒に現地確認に行つてまいりました。写真のとおり、雑草は生えているんですが、手入れをすればすぐ耕作できるような状況でございます。場所はちょうど宅地の中の一部が畑になっている状況で、ぐるりと塀で囲まれていますので、他の畑に影響を与えるようなことはないと思います。現状はすぐに耕作できる状況です。以上です。
審 議	議 長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。 (意見なし)

議案番号等	答弁者等	答弁者等の内容
採決	議長	それでは、第3号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成という事で、許可といたします。
第4号議案	各委員	それでは議案審議に入ります。第4号議案、農地法第5条許可申請につ
	議長	いて、事務局から説明を求めます。
	議長	(内容説明)
	事務局	本転用申請にかかる農地法の要件について、まず、「一般基準」につい ては、(1)農地の全てを確実に事業の用に供すること(法第5条2項3号)に ついては、土地利用計画図のとおり、全体を使用する計画となっています。 ①事業者の資力・信用はあるかは、資金計画書・資金証明書のとおりで す。②農地を農地以外のものにする行為の妨げとなる権利を有する者の同 意を得ているかについては、該当ありません。③転用に必要な他法令の許 可の見込みについては、該当ありません。(2)周辺の営農条件に悪影響を 与えないこと(法第5条2項4号)については、被害防除措置計画書に記載 のとおり、周囲の営農に対し影響ありません。以上、「一般基準」の要件は 満たしていると判断されます。続いて、「立地基準」は、周辺農地の農業上 の利用に支障のないその他の区域に該当するため、許可相当であると判 断されます。第4号議案の説明は以上です。
	議長	現地確認された田中委員の説明を求めます。
	田中委員	3日に事務局と現地確認に行きました。前回も行きましたが、問題はない です。以上です。
審議	議長	以上で説明は終わりです。ご意見、ご質問はございませんか。
	各委員	(意見なし)
採決	議長	それでは、第4号議案を賛成の方は挙手をお願いします。
	各委員	(全員挙手)
	議長	全員賛成という事で、本申請が適切であるとの意見を添えて県へ進達し ます。
(閉会)	議長	それでは、以上をもちまして令和6年度第11回農業委員会総会を終了 いたします。

